

要望No.	回答No.	分類No.	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0008001	B09025	2	蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要があります。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要があります。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。 滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対しての租税債権の徴収には苦慮しているところがあります。そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収業に関する特別措置法に基づく、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。 なお、『租税債権を民間に譲渡』することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0008001	B10014	2	蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要があります。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要があります。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。 滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対しての租税債権の徴収には苦慮しているところがあります。そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収業に関する特別措置法に基づく、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。 なお、『租税債権を民間に譲渡』することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービサーが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービサー法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、租税債権はこれに含まれていない。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場合が少なくない。租税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、租税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービサーにこれを認めるのも適当でない。		法務省
地方0044001	B09027	2	草加市	自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする	地方自治法第231条の3第3項・地方税法第331条・地方税法第298条第1項・地方税法第329条第1項・地方税法第1条第1項第3号等により、公権力の行使にあたる徴税業務に携われるのは市町村吏員に限られている。これを改め、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員や自治体から委託を受けた民間債権回収会社の従業員も公権力の行使たる徴税業務に携わることができるため、自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする。	税の徴収は、滞納者との交渉や、財産調査・滞納処分等の専門的なスキル・ノウハウが要求される業務であり、経験に裏付けられたベテラン職員が欠かせません。しかし、地方税制の抜本的な見直し・強化が喫緊の課題となっております。このため草加市では徴収補助員(地方公務員法第3条第3号第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員)を活用し、併せて、「非常勤嘱託員に特別徴税吏員資格を付与する」よう、特区提案も行って参りましたが、総務省の見解は「徴収補助員等の臨時職員は、徴税吏員に比して地方税法や地方公務員法による重い義務・罰則が課せられていないことから、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含む公権力の行使である督促・滞納処分・強制執行等の手続きを行わせることはできない。」というものでした。しかし、徴税業務を「公共サービス改革法」の対象とすることによって、当該嘱託員や民間企業の従業員に見なし公務員規定が適用され、地方公務員法の義務・罰則の対象となることとなり、総務省が持つ懸念は解消されます。各自治体は、三位一体改革を通じた所得税から住民税への税源移譲を受けたことによる財源面での自立は勿論のこと、受益と負担の関係を明確にし、より一層公平な税負担を市民に求める必要があり、かつこれに要する「徴税コスト」も意識しなければなりません。また、国・都道府県・市町村がそれぞれに税・保険・年金等の徴収に関わる問題を抱えつつ、「公務員を削減しなければならない」という現実と直面していることも、各主体に共通する課題だと思われれます。そこで、これらの課題を解決するためには、民間の企業や経験豊富な徴収嘱託員等が蓄積しているノウハウの活用が不可欠だと考え、自治体における徴税業務を公共サービス改革法の対象とすることを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望No.	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
									該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0006001	B10001	3		鳴門市	電話・FAX予約による戸籍謄・抄本等の交付請求について	戸籍法第10条 戸籍の謄抄本・記載事項証明の先例では ①戸籍謄抄本の交付請求を電話で受けて予め作成しておき、平日の勤務時間外あるいは休祭日等に手数料と引き換えに交付することは認められない(平2. 7. 30民2・3178回答)。 ②戸籍謄抄本の交付仮申請(予約)を本庁のファクシミリで24時間受け、これに基づきあらかじめ作成し、連絡所に事前に送付しておいた戸籍謄抄本を、条例で定めた平日の勤務時間と異なる時間帯(月曜日から金曜日までの午前10時から午後7時30分までの時間(除く休日)に、市区町村の嘱託職員が、仮申請書の原本である申請書及び手数料と引き換えに交付することは認められない(平5. 7. 28民2・5311回答)。 上記①、②の規制緩和が図られれば、市民サービスの向上と利便性が図られる。	左記の①、②の規制緩和が図られれば、戸籍謄・抄本の交付請求を電話・FAXで受けてあらかじめ作成しておき、平日の勤務時間外あるいは、休祭日に本人確認のうえ手数料と引き換えに交付できれば、市民サービスの利便性を図ることができる。		戸籍法第10条	電話、FAXにより戸籍謄抄本の交付請求を受け付けて、時間外に交付することは認めていない	I	I	①電話による戸籍謄抄本の請求を認めると、予約者が請求者本人であるか否かの確認をすることができず、また、請求の対象戸籍の有無を教示することとなり、その結果、予約者が不正請求者であるような場合に個人の所在探索を助長する等、プライバシー保護を図っている戸籍法の制度趣旨が損なわれるおそれがあることから、これに応じることはできない。 ②FAXによる戸籍謄抄本の請求については、現行法上は手数料の前納が要件とはされていないので請求者の本人確認を確実に実施する等個人情報の保護を図る戸籍法の趣旨に反しない限り、これを認める余地はあるものとする。		法務省
地方0006002	B14001	3		鳴門市	連絡所の窓口における、各種申請等の取次事務	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条では、戸籍法等の特例で窓口6業務の交付の請求の受付及びその引渡しに限定されているが、現在当市の連絡所においては、その他(特記事項)で、記載している7項目の取次ぎ事務を実施しているため、交付引渡し事務以外に取り次ぎ事務も認めていただきたい。	戸籍法等の特例で窓口6業務の交付の請求の受付及びその引渡しに限定されているが、現在連絡所の窓口においては、他課の申請書等の事務を取り次いでいる状況であり、委託窓口においても取次事務が可能であれば、市民にとってより利便性が図られる。	現在、鳴門市の各連絡所においては、「国民健康保険の加入・離脱の処理」、「国民健康保険証の異動処理、再交付申請の受理」、「高額医療費の受理」、「コルセット・マッサージ費等の支給申請書」、「老人医療受給者証の再交付申請の受理」、「葬祭費支給申請書の受理」、「介護保険に関する介護認定申請書・更新申請書の受理」の7項目を取り扱っている。	○国民健康保険法第九、第五十七、五十八、第八十条、第八十二条 ○介護保険法第27条、第28条	○国民健康保険に関する資格取得の届出、高額療養費の申請等の事務は保険者である市町村が処理することとされている。なお、保険料の徴収の事務については、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。 ○要介護認定に係る新規・更新申請書は、保険者である市町村に提出することとしている。	I/J	I	ご要望の取次事務がどのように行われるか詳細は定かではないが、取次事務において各種書類の確認、補正を行う場合、例えば、高額療養費の支給申請の受理に当たっては、添付の各種証拠書類の確認など、形式上の要件に適合しているか否かの確認を行う必要があるが、国民健康保険制度に精通していない民間事業者が受託した場合、これらが円滑に行われない懸念がある。 また、国民健康保険の窓口業務においては、保険料の取納率向上のため様々な機会を捉えて被保険者との接触を図っており、被保険者証の交付や高額療養費等の支給申請に当たって、保険料を滞納している世帯主に対する短期の被保険者証の交付や資格証明書の交付、納付相談等を行っており、さらにその際、保険料の滞納につき特別な事情があるかどうかの判断や所得に応じた保険料の減免の必要性の判断など保険者において行うべき事務を行っているところである。 このため、ご要望の窓口における各種申請等すべてを包括的に特定公共サービスとすることは不適当である。なお、郵送による資格喪失の届出等や被保険者証の発送についての民間事業者への委託は、現行でも可能である。 「介護保険に関する介護認定申請書・更新申請書の受付」については、「取り次ぎ事務」の内容が不明確であり、御要望の「取り次ぎ事務」の詳細をご教示いただいた上で、制度上の問題点を精査する必要があると考えている。		厚生労働省
地方0006003	B10010	3		鳴門市	戸籍謄本・抄本の本籍地以外の地域からの交付	戸籍法第117条第2項規制緩和「電子情報処理組織による戸籍事務」(現在は、政令指定都市の各区分においてネットワーク化した電子情報組織により記録事項証明の相互発行を行うこと及び転籍、新戸籍の編製等を本籍地以外の区が管理することを戸籍記録を利用することは差し支えない。)	住基ネットにより市区町村の住民基本台帳がネットワークで結ばれ、住民の4情報が都道府県を越えてオンラインで直結し、全国どここの市区町村からも自分の住民票の写しが取得できる現在、戸籍事務の電子情報化も拡大し実施市区町村が全国で65%強であり本県においても76.8%である現状において戸籍の電子情報組織も全国ネットとし、記録事項証明を最寄りの市区町村で交付が可能となれば、本籍地以外の居住者の利便性が向上する。		戸籍法第1条、戸籍法第4条	政令指定都市以外の市町村間でネットワーク化した電子情報組織により記録事項証明書の相互発行の実績有り。	J	V	要望主体の言うネットワーク化した電子情報処理組織により記録事項証明書の相互発行を行うこと等については、政令指定都市内の各区分に限定されるものではない(平成16年5月14日付け法務省民一第1424号民事局長回答参照)。		法務省

要望No.	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
									該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0036001	B03006	3		木更津市	公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)	公共サービス改革法第34条において「地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例」をさらに見直し、戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)の範囲を拡大するための規制改革等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民競争入札等の対象とされている地方公共団体における窓口6業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び「作成業務」についても、一連の窓口業務として官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改革の推進に寄与できるため。				H	I	ご要望を踏まえ、政府部内で検討して参りたい。		内閣府
地方0036001	B09020	3		木更津市	公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)	公共サービス改革法第34条において「地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例」をさらに見直し、戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)の範囲を拡大するための規制改革等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民競争入札等の対象とされている地方公共団体における窓口6業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び「作成業務」についても、一連の窓口業務として官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改革の推進に寄与できるため。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	I	I	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。		総務省
地方0036001	B10012	3		木更津市	公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)	公共サービス改革法第34条において「地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例」をさらに見直し、戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)の範囲を拡大するための規制改革等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民競争入札等の対象とされている地方公共団体における窓口6業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び「作成業務」についても、一連の窓口業務として官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改革の推進に寄与できるため。		公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。 地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	I	I	公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 ・外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		法務省